

(仮称) 青森津軽南洋上風力発電事業計画段階環境配慮書に対する
環境の保全の見地からの知事意見

1. 総論

(1) 事業計画の検討

本計画段階環境配慮書に対する環境の保全の見地からの意見を踏まえ、環境影響評価項目を適切に選定し、現地確認を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行うこと。

それにより、環境影響の重大性の程度を整理した上で、環境影響を回避又は極力低減するよう事業実施想定区域を絞り込み、風力発電設備の配置や仕様等を適切に決定すること。

また、風力発電設備の配置等の決定に当たっては、事業性よりも環境影響の回避又は極力低減を優先的に検討し、その検討過程を記載すること。

(2) 事業計画の見直し

事業の実施による重大な影響を回避又は極力低減できない場合は、風力発電設備の配置等の再検討、事業実施想定区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(3) 累積的な影響

事業実施想定区域及びその周辺には、他事業者による既存及び計画中的風力発電事業が多数存在していることから、これらの事業との累積的な環境影響が想定される環境影響評価項目を環境影響評価方法書において選定すること。

(4) 環境影響評価項目の選定

事業の実施により以下の環境影響が懸念されることから、「洋上風力発電所に係る環境影響評価手法の技術ガイド（令和5年12月 環境省及び経済産業省）」に基づき、適切な環境影響評価項目を環境影響評価方法書において選定すること。

- 1) 造成等の施工に伴う水の濁りによる水質への影響
- 2) 建設機械の稼働及び施設の稼働に伴い発生する水中音による海域に生息する動物への影響
- 3) 造成等の施工による海域に生息・生育する動植物への影響
- 4) 施設の存在に伴う利用環境の変化による出来島海水浴場や新設海浜公園等の人と自然との触れ合いの活動の場への影響

(5) 調査、予測及び評価の手法

環境影響評価方法書の作成に当たっては、可能な限り定量的な手法による環境影響の予測及び評価とすること。

(6) 最新の知見の反映

本事業の調査、予測及び評価に当たっては、最新の知見、先行事例の知見及び専門家等の助言を踏まえ、必要に応じて環境影響評価項目及び手法を追加するなど適切に実施すること。

(7) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、関係市町村及び地域住民等の意見を踏まえること。

また、事業実施想定区域及びその周辺における関係法令等による規制状況を踏まえ、関係機関等と十分に調整を行い、環境影響評価方法書以降の環境影響評価手続を実施するとともに、環境影響評価法で開催が義務付けられている説明会を活用するなどし、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明や意見交換を行うこと。

(8) 電子縦覧の継続

環境影響評価図書については、県民の情報アクセスの利便性を向上させることにより、情報交流の拡充を図るとともに、環境影響予測・評価技術を向上させるため、法令に基づく縦覧期間終了後も継続的な公表に努めること。

2. 各論

(1) 騒音及び風車の影

事業実施想定区域周辺には住居等が多数存在しており、施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音並びに風車の影が生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、これらの環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価を適切な手法により行い、その結果に基づき、風力発電設備の配置等について検討すること。

(2) 動物

ア 事業実施想定区域及びその周辺は、コヤマコウモリ、ユビナガコウモリ等の生息地及びコウモリ類の移動経路になっている可能性がある。これらのコウモリ類に対する重大な影響を回避又は極力低減するため、地元の複数の専門家から生態特性を聴取した上で、風力発電設備の配置等を検討すること。

イ 事業実施想定区域及びその周辺は、チュウヒ、オジロワシ等の希少猛禽類の生息地及びガン類、ハクチョウ類等の渡り鳥の移動経路になっている可能性がある。これらの鳥類に対する重大な影響を回避又は極力低減するため、地元の複数の専門家から生態特性を聴取した上で、風力発電設備の配置等を検討すること。

(3) 生態系

ア 事業実施想定区域及びその周辺には、自然公園、生物多様性の観点から重要度の高い海域、海鳥の重要生息地（マリーン IBA）、重要野鳥生息地（IBA）、生物多様性保全の鍵になる重要な地域（KBA）、鳥獣保護区等が存在しており、多種多様な動植物が生息・生育している。事業の実施により、これら動植物の生息・生育環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、事業計画の具体的な検討に当たっては、これらの生息・生育環境の保全に十分配慮すること。

イ 事業実施想定区域及びその周辺には、藻場が分布しており、多種多様な動植物の生息・生育環境となっていると考えられる。当該藻場のみならず、当該藻場周辺への風力発電設備の設置により、これら動植物の生息・生育環境に影響を及ぼすおそれがあることから、風力発電設備の配置の検討に当たっては、藻場の保全に十分配慮すること。

(4) 景観

事業実施想定区域周辺には、出来島海岸、天童山公園、亀ヶ岡石器時代遺跡等の主要な眺望点が多数存在している。風力発電設備の設置により、これら眺望点からの眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、十分な現地調査により、眺望点からの景観の特性等を把握した上でフォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野等を考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備の配置等を検討すること。

(5) 人と自然との触れ合いの活動の場

事業実施想定区域周辺には、ベンセ湿原や出来島海水浴場、東北自然歩道「八景森展望と高沢寺めぐりのみち」等の人と自然との触れ合いの活動の場が多数存在しており、風力発電設備の設置により、これら活動の場の利用環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、風力発電設備の配置等に十分配慮すること。